

9月18日（金）
（第3日）

令和2年第3回高森町議会定例会（第3号）

令和2年9月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第 1 意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 2 議案第62号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第 4 特別委員長報告について
- 日程第 5 議員派遣の件について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 後 藤 巖 君 | 2 番 | 津 留 智 幸 君 |
| 3 番 | 後 藤 清 治 君 | 4 番 | 牛 嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後 藤 三 治 君 | 6 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 7 番 | 立 山 広 滋 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 9 番 田 上 更 生 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- | | | | |
|-------------------|---------|-------------------------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 後藤 健一 君 | 会 計 課 長 | 田上 浩尚 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 岩下 雅広 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 岩下 徹 君 |
| 建 設 課 長 | 荒牧 久 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後藤 一寛 君 |
| 税 務 課 長 | 古澤 要介 君 | 政 策 推 進 課 兼 TPC 事 務 局 長 | 今吉 輝子 さん |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 馬原 恵介 君 | 総 務 課 財 政 係 長 | 木村 允哉 君 |
| 総 務 課 総 務 係 長 | 芹口 孝直 君 | 建 設 課 課 長 補 佐 | 大坪 潤司 君 |
| 税 務 課 課 長 補 佐 | 緒方 久哉 君 | 教 育 委 員 会 審 議 員 | 古庄 泰則 君 |
| 監 査 委 員 | 古庄 良一 君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名（2名）

- 議 会 事 務 局 長 村嶋 立章 君 議 会 事 務 局 主 査 衛 藤 千 佳 さん

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)おはようございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、9番田上更生君と政策推進課課長補佐村上純一君から欠席の届が提出されております。

お諮りします。御手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

**日程第1 意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について**

○議長(後藤三治君)日程第1、意見案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。本件について提出理由の説明を求めます。提出者を代表しまして、地方再生特別委員長、本田生一君。

○地方再生特別委員長(本田生一君)おはようございます。8番、本田です。提出者を代表いたしまして、意見案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な

悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についての趣旨説明を行います。

提出先としまして、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、菅内閣総理大臣ほか関係大臣でございます。

それでは趣旨説明を行います。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政支援への対応をはじめ長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次に挙げる事項を確実に実現されるよう強く要望する。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、

特別に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産も含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する理由であります。

○議長(後藤三治君)提出理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから、意見案第1号についてを採決します。お諮りします。本件については、提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出については、決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第62号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長(後藤三治君)日程第2、議案第62号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例

の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)おはようございます。はじめに御報告をさせていただきたいと思います。御説明とおわびでございます。今の議案の提案ということで、後藤議長から指名をいただきました。本日全議員さんお集まりのところでございますが、また町民の皆様もたかもりポイントチャンネルを御視聴なされている方も多々いらっしゃると思います。

実は本日付で、臨時職員等の所得税約400万円を着服した主査級職員を懲戒免職処分といたしました。つまり、職員の不祥事が発生したわけでございます。議会議員の皆様、日ごろより御理解御指導いただきながら、また何よりも町民の皆様に最高責任者として、心からお詫びを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

その上で、議案の提案をさせていただきたいと思います。私の給料減額の議案でございます。その前に、提案説明としてお聞きをしていただきたいというふうに思います。議会議員の皆様から、今年の初めに元当町保育士職員の不祥事が発生した際に、再度こういうことが出ないよう、もしくは過去の高森町でも職員の不祥事が発生した際には、やはり二度とこのようなことがないようにしっかり努めてくれということを再三再四歴代の議会からそして、今の議会議員の皆様からも、私たち執行部、特に管理職はそのようなアドバイスをいただいていたわけでございます。しかしながらこのように不祥事が発生したわけです。私も町長として3期目の終盤になろうといたしておりますが、この間国や各省庁、そして熊本県から特に副町長級の管理職の方を派遣していただきまして、協力をいただいておりますが、急激に若返る組

織に対してしっかりした取り組みが結果として行われてないと、だからこのような事態が発生したというふうに思っておるところでございます。このような不正が見抜けなかった組織としてのチェック体制の甘さというのを痛感いたしておりますし、先ほど申し上げましたように、これは歴代執行部はずっと言ってきたことではないかな、私も含めてというふうに思っております。

令和元年の元当町職員、元保育士の事件の際に令和2年度より新しいルール化をしっかりとやっていくと。つまり民間の銀行さん等で取り入れている、特に現金を触るところがございますので、なるべく触らないように進めてきましたが、そのあとにこれでも足りないということで、今年度4月1日より高森町職務権限規定というのを決めました。そしてそれに基づく事務分掌の見直しを私自身が行うというところを今やっているところでございます。この職務権限規定は、職務遂行に必要な事項を定め、責任の所在を明らかにし、業務の組織的、合理的及び効率的な処理に関し必要な事項を定めたものでございます。この1丁目1番地が課局長、管理職の基本的管理機能を定めておるところでございます。つまり今回私も含め、課局長のこの職務権限規定をつくりながら、読み込めてないということではないかというふうに判断をいたしたところでございます。今後さらにこの職務権限規定、事務分掌の徹底した見直しと、それと完全なルール化と、完全なるチェック化を即断行させていただきたいということを約束させていただきたいというふうに思います。

当然公務員さんの倫理感、高い理念というところを持ち続けていただければいいですね。しかしこれはどこの自治体もずっと言っているところでございます。ですので、やはりしっかりしたこのルール化、そしてそれにきちっとしたチェックが出来る、チェックをしなければいけな

い、そういう形を徹底してまいりたいというふうに思っております。

なお、着服された公金につきましては、すぐに全額が返済されておりますので、現時点で訴訟のほうは考えておりません。今回の追加議案の提案に関しましては、この不祥事に対して、最高責任者である私自身の給料を6カ月間来年の3月まで10分の1減額するための条例改正でございます。御審議をいただき、御決定賜りますよう、お願いと改めましてのお詫びを申し上げます、御提案説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番佐伯でございます。今町長が申されたとおり、昨年保育士の飲酒運転の問題等があり、処分がなされて、町長の減給がまだやっと終わろうかというときに、また再度そういうことが起きてしまったということで非常に残念でございます。ただ、今町長が言われる職員の不祥事については、要するに人事権を持つ町長がやっぱり最高責任者であり、親であるということで責任を取らざるを得んのかなというふうに思っておりますけれども、現在高森町の職員の活動について、仕事の内容、その事務分掌または管理、いろんな管理につきましては、サイボウズでそれぞれの職員のほうから日頃の活動、または事務の内容等を総務課を經由し副町長、それを町長が見られるという流れで行っておるようであります。

提案と意見なんですけど、非常に今デジタル化が進んで、離れたところからでも要するに役場の中が見れるように非常に便利になってきております。しかしながら、やはりそれにあまりに

も頼り過ぎると、今回みたいな話になってくるわけですね。歳入歳出、要するに町の事業に直接関係する会計の不祥事ではなかったにしろ、歳計外の現金が使い込みをされたということで、その辺についてはやはりその部署の管理職の皆さん方の要するに感覚をどう今から先引き上げていくかと私は思います。

町長がどんなに言っても処分を受けてもですよ。頭を下げて、こればかりは100人以上いる職員の性格というのは分からないと思います。私は家族が大体7人おるんですが、それぞれの子供の性格すら分かりません。どういうふうにやっておるのかも、なかなか人から聞いてから分かることが多いわけですね。その中で職員がやったことについて、どこの自治体でも職員が何か不祥事をやれば町長が責任を取るというのが当たり前でありますから、高森町も例外じゃなく町長が責任をとっていくものなんでしょうが、私は管理職の皆さん方、または各職員の方たちにも自覚をしていただきたいと思います。最初ちよつとだけというのが最終的に大きくなってしまいます。その最初ちよつとだけという環境を作らないように、最初ちよつとだけの環境を作ったことがこういうふうな金額に膨れ上がってしまうわけでありまして。環境が出来てないと、こういうことも出来ません。ですから、どんなにサイボウズでまた報告を受けても、取り返しのつかない、こういうふうな犯罪的な不祥事が起きるといことは、最初の環境が私は1番問題であったかなと思いますから、人事異動は毎年4月に町長名で行われます。その際の引継ぎ等についても、しっかりと管理者の皆さんたち、または総務課も含めて要するに調査をする。そして歳計外の現金についても、以前から未整理というふうな形で出たおったというふう聞いております。それについても、やはり町長が言うスピードとタイミングということしていくの

ならば、出たら次の月にはその未整理は解決というふうにやっていかんと、やっぱりまたこういうふうな問題がある。次でいいさという感覚がずるずるといって、こういうふうに金額が膨れ上がるわけでございます。町民の皆様方には何の言い訳も私は出来ないと思います。頭を下げるしかない、これだけきっちりやっててもこういう問題が起きるということでもありますから、私は一般質問でも申し上げましたとおり、副町長以下、町長以下、職員の教育、対応についても、十分これを契機に再度思い返していただいて頑張っていたきたい。それとあとサイボウズのチェックのあり方についても、運用のあり方についても、再度チェックをしていただきたいと。要するに画面を見て安心するんじゃなくて、出来れば職員の働く場所を1週間に1度ずつでも結構ですし、1日に1回ずつでも結構ですので、歩いて見て回るということぐらいの気配り目配りというものをしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

答弁は要りません。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第62号、高森町長等の給与及び

旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長(後藤三治君) 日程第3、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第 1号 令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第55号 令和2年度高森町一般会計補正予算について

議案第56号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第57号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第58号 令和2年度高森町介護保険条例の一部改正について

議案第59号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第60号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

議案第61号 令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君) 認定第1号、令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第55号、令和2年度高森町一般会計

補正予算について、議案第56号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第57号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第58号、令和2年度高森町介護保険条例の一部改正について、議案第59号、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第60号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、議案第61号、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、各常任委員会に付託していただきましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括して報告を求めます。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長(芹口誓彰君)6番芹口です。総務文教常任委員会に付託されました案件について、9月15日に委員会を開催いたしました。本委員会に付託された案件は認定1件、補正予算議案1件及び所管事務の閉会中の継続調査でありまして、付託されたこれらの案件の審議内容について、主なものを要約して結果を報告いたします。

まず認定第1号、令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを審議しました。まず、執行部から歳入歳出決算書の内容及び高森町普通会計決算概要書の主な施策の成果表に基づき、令和元年度実施した主な事業についても説明を求めました。併せて生活環境課からは、公有財産の土地及び建物、山林の現状や管理状況について説明を求め、質疑、審査を行いました。審査にあたっては、収入未済額の理由は何か、予算の流用、予備費の充用は適切なものか、多額の不用額を生じた理由等について審査しました。審査の結果、付託を受けました令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定

については、全委員異議なく認定することに決しました。なお、決算審査意見書にもありましたが、今後とも財政の健全性の確保、住民ニーズの把握に努め、住民の福祉の向上のため、職員一丸となって取り組んでいただきますよう、付け加えまして決算審査の報告いたします。

次に、議案第55号、令和2年度高森町一般会計補正予算について審議しました。審議の主な質疑応答は、次のとおりであります。消防団が減少していく状況下で、今後組織の再編も考える必要があると思われるが、再編する場合の進め方について伺うとの質問に、消防団の再編は緊急の課題である。分団員数にも大幅な格差があり、分団の統合や管轄地域の見直しの検討もしなければならないが、検討する上では団長はじめ幹部とも協議しながら進めると答弁がありました。また、コアミックス関係につきましては、委員会とは別に14日に全員協議会を開催し、執行部から詳細にわたり説明を受けたところでございます。

次に今後の高森にわか展望についての質問について、文化庁の補助を活用した調査事業を行い、その結果を受け、県指定の民俗文化財を目指す予定であったが、コロナの影響で風鎮祭が中止になり、あわせて調査事業も中止となった、まずは今年度中に町の指定文化財登録を行いたいと答弁がありました。また英語検定の状況について、合格率や他市町村との比較についての質問に対し、英検3級、セファールA1レベルの平成30年度の合格率が50%、令和元年度が49.1%で、熊本平均の42%を上回っていると答弁がありました。このほか委員から多くの質疑がありましたが、審議した結果、議案第55号令和2年度高森町一般会計補正予算については、妥当なものと認め、可決することに決定し

ました。

次に議案第61号、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、鉄道軌道安全輸送設備等の整備費及び経営損失補填金について、基金から繰り入れるものであり、妥当なものと認め、可決することに決しました。

所管事務の閉会中の継続調査につきましては、議席配付のとおり決定しております。議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長(後藤三治君)先ほど付託案件の議案を申し上げましたが、議案第58号令和2年度高森町介護保険条例の一部改正と申し上げましたが、令和2年度高森町介護保険事業特別会計補正予算についてでありますので、訂正いたしたいと思います。産業厚生常任委員長、佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長(佐伯金也君)おはようございます。10番佐伯でございます。令和2年第3回9月定例議会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました認定第1号、令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第55号、令和2年度高森町一般会計補正予算について、議案第56号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第57号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第58号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第59号、令和2年度

高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第60号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、大変産業厚生常任委員会は付託案件が多くございまして、以上、認定1件、議案7件でございます。審査につきましては9月15日午前10時から、関係します建設課、健康推進課、農林政策課、住民福祉課の順で、係長以上の幹部の皆さんたち、職員の方たちに参加をしていただきまして、産業厚生常任委員会4名、田上更生議員につきましては、病気療養中のため欠席でございました。

まず、認定第1号令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について審議をいたしました。所管課の不用額、予算流用の原因または事業報告、決算上に上がっている数字について、質疑応答をいたしました。決算審査の際に予算の流用、不要額等監査のほうから指摘がありましたものについて、特に必要と認めたものを審議いたしました。不用額については、需用費として年度末まで予備的に残しておいたものがほとんどであります。予算流用に関しては、予備費よりの充当で、緊急時、緊急対応をしなければいけなかった事案であった旨の報告がなされております。今後も不用額については、指摘があったとおり、用途が立ち次第予算から落とすなり、極力残さないようにということで意見が出されております。

また、事業等に関しましては、多数の質問が出てまいりましたが、主なものといたしまして、農林政策課関連で、中山間農業モデル地区支援事業について、現状成果について、質疑または意見が出されております。現在は草部南部地区1カ所で行っている農家レストランを計画していた縁側カフェに変更がなされております。地域を回っていただく仕組みにしたこと

やハウスを建てて現在ピーマンの生産に取り組んでおられること、一定の収益がその地域で上がっていることなどの報告を受けました。この事業につきましては、他の地区でも実施が可能ではないか、むしろ進めていくべきであるという意見が出ております。地域が主体となり、計画及び申請をして担当課がバックアップをすることで、より一層の地域活性化が見込めるのではという提案、また意見が委員の中から出されております。高森町は一次産業がやはり農業、1番の基幹でございますので、その辺について広く所見を広めて、農林政策課のほうで頑張ってくださいと思います。

また基盤整備につきましても、高森町全体でも実施要望が上がっていることにより、期間を決めて計画的に実施するようという意見が出されております。本来ですと、令和2年度には事業が開始をしておる予定でありましたけれども、いまだかつてまだ検討中、または文化遺産等の件で遅れております。その間にどんどん農業をされておる皆さんたちも年齢を重ねていくということがありますので、出来れば早めに方向性を出していただきたいということでございます。

また、決算上における懸念事項として、建設課関連になりますが、住宅及び水道料金の未収が若干増えておるようであります。この点につきましては、入居者申請の際にさらなるチェックをすること、また期限を決めて法的処置に移行することが意見として出されております。実際に1件は訴訟を起し、半分は回収したとの報告を受けております。健康推進課においては、増大するであろう社会保障費に備えて、より一層の住民健診の推進によりまして、重い病気になる前に事前予防の呼びかけが出来るということで、頑張ってください。

住民福祉課においては窓口業務受付時にさらなる意識の向上を目指していただくことを確認しております。以上のとおり、質疑応答、協議または提案等がなされ、認定第1号、令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定は、全員異議なく可とすることに決定いたしました。

次に議案第53号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議しました。この議案につきましては、上位法の改正に伴う条例改正であり、全員異議なく可とすることに決しております。

次に議案第55号、令和2年度高森町一般会計補正予算について審議いたしました。主なものとして、建設課関連で給水車購入事業について、使用方法、納入時期に関して質問が出ております。使用方法としては水道の給水のみとし、場合によっては各戸への巡回給水も可能、運転については職員を充てる予定、納入時期は特殊車両のために来年になるだろうと。まだ来年を予定しておるといった報告がありました。委員からは、ランニングコストの意識を持つこと、近隣町村では持たない車なので、有事の際の積極的な貸し出し、保管には屋内の保管などをして、注意を払うこと。どのような災害が起きても高森町は住民のために安心安全な備えをしているということ、TPCを通じて告知をしていくようにという意見が出ております。早速10月になりますと防災公園の落成式もあるようでございます。フルに住民の皆さんたちが災害のいろいろな要望があった際に、今いろんなスーパーで見かけますが、買いためやいろいろとやっぱり多大な用心等されております。その際に対して、行政側が十分なバックアップが出来るんですよということを高森町民の皆さんたちにこれを通じて、TP

Cを通じて啓発をしていただきたいと思います。

次に健康推進課関連で、集落サポートプロジェクト事業について質疑応答が行われています。昨年度事業にて各公民館が通いの場、介護拠点事業の対象として、16施設整備されています。その施設に対してWi-Fi環境の整備及びパソコンなどの機器を配置することにより、年代を超えた交流促進及びコミュニティの強化、集落維持を図る目的ということで報告を受けました。委員からは、誰が実際にこのパソコン等の機器を扱うのかとの質問が出され、今後採用する7名、集落支援員が主に利用するという旨の説明を受けております。この通いの場につきましては、地域包括センター、社会福祉協議会、地区の民生委員さんなどが住民のために利用する施設であり、防災面も考えれば担当課が複数にまたがるために、十分に運用については各課調整を行い、横の連携をとってつくり上げていただけるようにという意見が出されています。

また承認済みでございますけれども専決で出ておりますインフルエンザの予防接種については、多数の住民が接種するというふうに思われます。阿蘇都市医師会、町内の病院との打ち合わせの結果、打ち合わせの内容を担当課のほうから報告を受けました。ワクチンの確保とコロナへの対策を要する意見が出された中での報告でございますが、接種につきましては段階的に実施をするということでございます。まず、65歳以上の高齢者の方たちを優先に第1弾として行う。そして3歳以上の幼児から始め、その後病院、いろんな施設などの関係者の方たちを段階的に接種していきたいと。そしてそれ以外の住民の方たちはその後ということで、かかったら重症化しやすい方のほうから接種を開始し、段階をつくることによりまして、

密を避けるという報告でありました。

以上のとおり質疑が行われ、議案第55号、令和2年度高森町一般会計補正予算につきましては、可とすることに決定をいたしました。議案第56号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算、議案第57号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第58号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算、議案第59号、高森町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第60号、高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について審議をいたしましたけれども、令和元年度の決算による繰越金の補正でございまして、必要と認め、可とすることに決定をいたしました。以上が本委員会が付託された案件に対する質疑と結果であります。決定のとおり賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それから産業厚生常任委員会における所管の閉会中の継続調査については、議席に配布したとおりでございます。当委員会は毎月の委員会開催、事業の視察や成果など町内を見回っております。住民の皆様も要望がございましたら、委員会へ要望していただきたいと、必要であれば視察をしていきたいと考えております。閉会中の活動につきましても、どうぞ御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

それから一言産業厚生常任委員長として、産業厚生常任委員会の活動の方針をこの機会に申し述べておきたいと思っております。地方行政を1台の車に例え、執行部と議会は両輪のごとくとよく言われております。私産業厚生常任委員会委員長、また産業厚生常任委員は、運転士が車で例えれば町長で、ハンドルを握り、そしてエンジンに燃料を入れる役目、

そして議会はクラッチを握り、ギアを入れ高速でいくのか低速でいくのか、停止をするのか、バックをするのか。そういうことを議会が決め、タイヤ等駆動部分については執行部、職員であると思っております。そう思っておるからこそ、毎月1回産業厚生常任委員会を開催して、職員の皆様方といろいろと意見の交流をやっております。所管課の連携が皆さん御存じのとおり、非常に産業厚生常任委員会では上手くいっている、ベストマッチであると思っております。この関係をうまく継続させて、住民の幸福度を向上させていきたい。このベストマッチをつくっていただいた、今回追加議案で町長は反省をされておるようではありますが、こういうふうなベストマッチをつくったという功績はありますから、今後においても町長においてはそういう環境づくりに対して、より御理解をいただきたいとそういうふうに思っております。産業厚生常任委員会も頑張っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。これで、産業厚生常任委員会の報告を終わります。長くなりました。失礼しました。ありがとうございました。

○議長(後藤三治君)各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

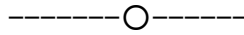
○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。お諮りします。各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、認定第1号から議案第61号までについて、各委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 特別委員長報告について

○議長(後藤三治君)日程第4、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長(牛嶋津世志君)おはようございます。議会広報特別委員会委員長の牛嶋です。議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報特別委員会は、9月16日午前10時30分から開会し、議会広報絆79号の発行に向けて、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容といたしましては、今定例会で審議されました令和2年度各会計補正予算、定例会初日の質疑、一般質問、各常任委員会の報告並びに新任されました教育委員の紹介、町民の声等を中心に11月4日の発送を目指して、編集してまいります。今回もさらに見やすく分かりやすい議会広報の作成に力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、皆様に情報や御所見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)地方再生特別委員長、本田生一君。

○8番(本田生一君)8番、本田です。地方再生特別委員会の報告をいたします。地方再生特別委員会は9月16日午前11時から開催をし、先ほど提案をさせていただきました意見書について、委員一緒に中身の検討をいたしました。今回の意見書の内容といたしまし

ては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政上の影響を緩和すべく、地方税財源の確保を求める意見書を内閣総理大臣を始め、各関係大臣あて提出するものであります。皆様方も御存じのとおり、今回の菅内閣総理大臣の新内閣におきまして、熊本3区選出の国会議員であります坂本議員が1億総活躍担当大臣に就任されてされたという嬉しいニュースが飛び込んでまいりました。我々県民としても大変心強く、今後熊本のさらなる発展のため御尽力していただけるものと期待しているところであります。この新型コロナウイルス感染の1日も早い収束と、従前のような平穏で明るい日常が戻ってきますことを祈念いたしまして、地方再生特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)以上で特別委員長長の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件について

○議長(後藤三治君)日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。議員派遣については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。あわせて詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長(後藤三治君) 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、御手元に配られました調査事項について、閉会中の継続調査とする申出がっております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長(後藤三治君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。一言御挨拶させていただきます。議員各位並びに執行部の皆様には、大変お疲れさまでした。本定例会は9月10日に開会し、本日まで9日間慎重に審議いただき、提出されました全ての議案を可決することができました。特に現在も感染が継続している新型コロナウイルスに対する予算については、一早く事業に取り組む必要から専決処分をされ、今議会で承認議決を行ったところであります。まだまだ収束の兆しが見えない中、今後についても十分状況を注視し、対応に当たってまいりたいと考えております。あわせて万が一感染発生があった場合は、自分のことと捉え、不規則発言と人権に配慮した行動をお願いいたします。

さて本定例会期間中、国において安倍首相の退陣を受け、後任の総理を選ぶ選挙が行われ、これまで官房長官であった菅氏が総理となられ、新内閣が誕生いたしました。その新内閣に熊本3区選出の坂本代議士が1億総活躍大臣として、初入閣されました。また

坂本大臣は地方創生、少子化対策、さらにまちひとしごと等の大臣も兼務され、まさに地方に住む私たちといたしましては、大きな課題を抱えていることから、今後大きな力をいただけるものと思っております。坂本大臣の今後の活躍を期待するものであります。

最後に、職員による不祥事が発覚し、関係者の処分が行われました。職員の皆様には、今一度初心に帰り、仕事に専念されるようお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。

-----○-----

○議長(後藤三治君)会議を閉じます。令和2年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員